

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成21年7月15日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 上総 周平

支出負担行為担当官

大阪府警察会計担当官 植松 信一

契約担当官

近畿地方整備局長 上総 周平

調達機関番号 020、009、020 所在地番号

27、27、27

1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42、78

(2) 事業名 大阪府警察学校整備等事業

(3) 対象施設

整備対象施設

新設する大阪府警察学校（以下「本施設」

という。）

解体撤去対象施設

既設の大阪府警察学校（交野校 及び 射撃場）（以下「既存施設」という。）

(4) 事業場所 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート南1番1外

(5) 事業内容 入札参加者は、開札の結果、落札者とされた場合は、特別目的会社（以下「事業者」という。）を設立し、以下の業務を行う。

P F I 事業

P F I 手法（B T O 方式）による、本施設等の施設整備業務（設計業務、建設業務、及び工事監理業務。既存施設の解体撤去を含む。）、維持管理業務及び運営業務。

(6) 事業期間 事業契約締結日から平成37年3月31日まで。既存施設の解体撤去については平成25年9月30日まで

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、1.(5) に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によっ

て構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

また、入札参加希望者は、応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業は、事業者に出資を行うこと。ただし、代表企業は必ず事業者に出資を行うものとするが、応募グループを構成する全ての企業が事業者に出資を行う必要はないものとする。

また、事業者の株主は次のアからウの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員（代表企業以外の応募グループを構成する企業で事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）である株主が、事業者の株主総会における全

議決権の過半数を保有すること。なお、
經常建設共同企業体（以下「經常JV」
という。）は代表企業又は構成員として参
加することは出来ないものとする。

イ 代表企業及び構成員を除く一の株主の
議決権保有割合が出資者中最大とならな
いこと。

ウ 事業者の株主は、原則として本事業の
事業契約が終了するまで事業者の株式を
保有し、警察庁及び国土交通省（以下、
両者を総称して「国」という。）の事前の
書面による承諾がある場合を除き、譲渡、
担保権等の設定その他一切の処分を行っ
てはならないこと。

応募にあたり、代表企業、構成員又は協
力会社（代表企業及び構成員以外の応募グ
ループを構成する企業で、事業者に出資は
行わないが、事業開始後、事業者から直接
業務を受託すること又は請負うことを予定
している企業をいう。以下同じ。）のそれぞ

れは、1.(5)に掲げる業務のうち、いずれの業務に携わるかを明らかにすること。

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできないものとする（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、

「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

また、各業務における第三者への委託又は下請負人の使用については、事業契約書（案）に示す手続きに従うものとする。

代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに限り、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。

当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除くものとする。

上記の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合

をいうものとする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、aについて子会社（会社法2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が継続中の会社である場合は除くものとする。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が継続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及

び第71条の規定に該当しない者であること。

本事業に係る業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく再認定を受けていること。）。

会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（上記 の再認定を受けた者を除く。）。

入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭

和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けていないこと。

近畿地方整備局が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー株式会社(協力事務所として東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業))、株式会社日建設計又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

本事業に係る民間事業者の選定を行うための有識者委員会の委員が属する企業又は

その企業と資本面若しくは人事面において
関連のある者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営
を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要
請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協
力会社（以下「設計企業」という。）は、次の
から までの要件を満たすこと。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）
における「建築関係建設コンサルタント業
務」に係る平成21・22年度一般競争参加資
格の認定を受けていること（会社更生法に
基づき更生手続開始の申立てがなされてい
る者又は民事再生法に基づき再生手続開始
の申立てがなされている者については、手
続開始の決定後、局長が別に定める手続に
基づく一般競争参加資格の再認定を受けて

いること。)

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。また、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの企業も上記 から を満たしている者であること。

また、設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからオによること。ただし、入札参加希望者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないものとする。その場

合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にするものとする。

ア 建築 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示15号（平成21年1月））における「別添一」1設計に関する標準業務「一」、「二」及び「三」（以下「標準業務」という。）における(1)総合。

イ 構造 標準業務における(2)構造。

ウ 電気設備 標準業務における(3)設備
() 電気設備。

エ 機械設備 標準業務における(3)設備
() 給排水設備、() 空調換気設備
及び() 昇降機等。

オ 積算 標準業務における(1)から(3)までに関する積算業務

なお、国土交通省告示第15号（平成21

年1月)における建築物の用途は「研修所」(別添二 建築物の種類 十二、建築物の用途等 第2類)とする。

次のアからカに示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

また、上記 に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の(3) 及び の要件を満たしていなければならないものとする。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築主任担当技術者については、標準業務における(1)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 構造主任担当技術者については、標準業務における(2)の業務について、管理技

術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ 電気設備主任担当技術者については、標準業務における(3) () の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

オ 機械設備主任担当技術者については、標準業務における(3) () () () までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ 積算主任担当技術者については、標準業務における(1)から(3)までにに関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

標準業務における(1)から(3)までの業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

管理技術者及び建築主任担当技術者は同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。また、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

次のアからエに示す要件を満たす管理技術者並びに各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成6年4月1日以降に、次のエに示す業務（施設の建設工事の完成、引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計（積算主任担当技術者は積算業務。）に携わったものに限る。）において、

担当する業務分野の設計業務実績を有する管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあってはAの、電気設備主任担当技術者にあってはBの、機械設備主任担当技術者にあってはCの項目に該当する実績を有していること。なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めないこと。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認

資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

エ 実績要件

A 管理技術者、建築主任担当技術者、
構造主任担当技術者又は積算主任担当
技術者

a 建物用途 新築の研修施設、学校又は
類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積20,000㎡以上

d 建築物の階数 地上3階以上

e 上記 a から d は同一業務の実績であること。

B 電気設備主任担当技術者

a 建物用途 A a に同じ

b 建物規模 A c に同じ

c 建築物の階数 A d に同じ

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

e 上記 a から d は同一業務の実績であること。

C 機械設備主任担当技術者

a 建物用途 A a に同じ

b 建物規模 A c に同じ

c 建築物の階数 A d に同じ

d 工事種目 空気調和設備及び給排水設備

e 上記 a から d は同一業務の実績であること。

管理技術者及び各主任担当技術者は、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等

極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めないこと。

管理技術者及び各主任担当技術者の手持業務について、事業契約締結後以降、本施設等の引渡し日までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。未契約であっても実施予定のものは含む。）の契約金額の合計が4億円未満かつ、本件を含めて10件未満であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次のから までの要件を満たすこと。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。また、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、それぞれアからウまでに示す点数以上であること（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウま

でに示す点数以上であること。)

ア 建築工事 1,200点以上

ただし、整備対象施設のうち、生徒寮、射撃場又は道場・体育館のいずれか1棟を分担して施工を行う場合(以下「工区別分担施工」とい。)の当該建設企業(以下「工区別分担施工建設企業」という。)は、1,100点以上とする。

イ 電気設備工事 1,100点以上

ウ 暖冷房衛生設備工事 1,100点以上

下記アからエまでのいずれかの実績を有していること。

ただし、複数の建設企業が下記アからウまでの工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

また、平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部(旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。)又は各地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を

含み、港湾空港関係を除く。)で低入札価格調査制度調査対象工事(以下「低入札工事」という。)以外の工事にあつては、工事成績評定が65点未満でないことで実績とする。

また、低入札工事にあつては工事成績評定が70点未満でないことで実績とする。

ア 平成6年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記AからCまでの要件を満たす工事の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること。

A 工事種別 建築工事

下記aからeまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること

(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

a 建物用途 新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積20,000㎡以上

d 階数 地上3階以上

e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

B 工事種別 電気設備工事

下記 a から e までの要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての

実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

- a 建物用途 A aに同じ。
- b 工事種目 電灯設備
- c 建物規模 A cに同じ。
- d 階 数 A dに同じ。
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

C 工事種別 暖冷房衛生設備工事

下記 a から e までの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

- a 建物用途 A aに同じ。
- b 工事種目 空気調和設備
- c 建物規模 A cに同じ。

d 階 数 A dに同じ。

e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

イ 経常JVにおいては、当該経常JV構成員のうち1社が「同種工事の実績」を有し、その他の経常JV構成員は平成6年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した下記DからFまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他経常JV構成員の実績」という。）を有すること。

D 工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること

（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

a 建物用途 新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積3,000㎡以上

d 階数 問わない

e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

E 工事種別 電気設備工事

下記 a から e までの要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の

ものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

- a 建物用途 D a に同じ。
- b 工事種目 電灯設備
- c 建物規模 D c に同じ。
- d 階 数 D d に同じ。
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

F 工事種別 暖冷房衛生設備工事

下記 a から e までの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

- a 建物用途 D a に同じ。
- b 工事種目 空気調和設備
- c 建物規模 D c に同じ。
- d 階 数 D d に同じ。

- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。
- ウ 複数の建設企業が同一工事種別の事業を共同して行う場合は、建設企業の内 1 社が「同種工事の実績」を有し、その他の建設企業は「その他経常」JV 構成員の実績」を有していること。
- エ 「工区別分担施工」を行う場合は、建設企業のうち 1 社が「同種工事の実績」を有し、「工区別分担施工建設企業」は下記 G から I のうち該当する施設の施工実績を有すること。

G 生徒寮

工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること

（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は、除外する。）

績は認められない。)

a 建物用途 新築の集合住宅、宿泊施設又は類似施設

なお、類似施設とは、宿泊室及び寮室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積 6,000㎡以上

d 階数 地上3階以上

e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

H 射撃場

工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること

（共同企業体構成員としての実績は、

出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

a 建物用途 新築の体育館、屋内運動施設又は類似施設

なお、類似施設とは、体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積 2,000㎡以上

d 階数 問わない

e 上記 a から d は同一工事の実績であること

I 道場・体育館

工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新

築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること

(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。)

a 建物用途 新築の体育館、屋内運動施設又は類似施設

なお、類似施設とは、体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積(これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積 3,000m²以上

d 階数 問わない

e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該建設事業に専任で配置できること。

ただし、複数の建設企業が下記ア及びイにおいて工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

第一次審査資料提出時点において、配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしていなければならない。

ア 下記の資格を有すること。

A 工事種別 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有

する者」とは、次のとおりである。

- a 一級建築士の免許を有する者
- b 国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

B 工事種別 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- a 技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）
- b 国土交通大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

C 工事種別 暖冷房衛生設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- a 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱力学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱力学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）とするものに合格した者。
- b 改正前の技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。
- c 1級管工事施工管理技士と同等以上

の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 下記のAからDのいずれかの工事の経験を有すること。

ただし、複数の建設企業が下記AからCまでの工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

また、平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）で「低入札工事」以外の工事にあつては、工事成績評定が65点未満でないことが確認できるもの。また、低入札工事にあつては工事成績評定が70点未満でないことが確認できるもの。

A 平成6年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記aからc

までの要件を満たす工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有すること。

a 工事種別 建築工事

上記 アAの要件を満たす工事の経験を有すること。

b 工事種別 電気設備工事

上記 アBの要件を満たす工事の経験を有すること。

c 工事種別 暖冷房衛生設備工事

上記 アCの要件を満たす工事の経験を有すること。

B 経常JVにおいては、経常JV構成員の内1社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有すること。

C 複数の建設企業が共同して行う場合は、建設企業の内1社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有すること。

D 「工区別分担施工」を行う場合は、建設企業のうち1社の「配置予定技術

者」が同種工事の経験を有し、「工区別分担施工建設企業」の「配置予定技術者」は上記 工の該当する施設の要件を満たす工事の経験（以下「工区別分担施工の経験」という。）を有すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

エ 直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）は、次の から までの要件を満たすこと。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている者であること。

工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記 から を満たしている者であること。

次のアからエまでに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

ア 工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第4項に規定する業務及び統括に関する業務。

イ 建築監理主任技術者については、標準業務における(1)総合に関する実施設計図書に基づく工事監理。

ウ 構造監理主任技術者については、標準業務における(2)構造に関する実施設計図書に基づく工事監理。

エ 電気設備監理主任技術者については、標準業務における(3)設備（ ）電気設備に関する実施設計図書に基づく工事監理。

オ 機械設備監理主任技術者については、標準業務における(3)設備（ ）給排水衛生設備、（ ）空調換気設備および（ ）昇降機等に関する実施設計図書に基づく工事監理。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者は一級建築士であること。また、電気設備監理技術者及び機械設備監理技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、平成6年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した次のアからウの要件を満たす新築工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。

なお、各監理主任技術者のそれぞれにつ

いて複数名とすることは支障ないものとするが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めないものとする。

また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

ア 工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、上記(3)エAの要件を満たす者であること。

さらに、工事監理者については、新築工事の躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、給排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備監理主任技術者については、
上記(3) エ B に示す要件を満たす者であること。また、上記(3) エ B d に示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

ウ 機械設備監理主任技術者については、
上記(3) エ C に示す要件を満たす者であること。また、上記(3) エ C d に示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

工事監理者及び各監理主任技術者は、施設整備業務の完了までの間、病気・死亡・退職等きわめて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めないこと。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「維持管理企業」という。）は、次の から までの要件を満たすこと。

平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物

管理等各種保守管理) 」であり、競争参加地域が「近畿」で「 A 」、「 B 」又は「 C 」等級に格付けされている者であること。

維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

維持管理業務を複数の企業で分担する場合は、いずれの企業においても上記 及びの要件を満たしていること。

(7) 運営企業の参加資格要件

運営業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「運営企業」という。）は、次のから までの要件を満たすこと。

平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（その他）」であり、競争参加地域が「近畿」で「 A 」、「 B 」又は「 C 」等級に格付けされている者であること。

第一次審査資料の提出期限の日から事業

契約締結までの期間に、大阪府物品・委託
役務関係入札参加停止要綱の規定による入
札参加停止措置を受けていないこと。

運營業務を行うにあたって必要な資格
(許可・登録・認定等)を有すること。

運營業務を複数の企業で分担する場合は、
いずれの企業においても上記 から の要
件を満たしていること。

食堂の運營業務に携わる運営企業につい
て、次の業務実績があること。

- ・ 同一の施設に関して、「大量調理施
設衛生管理マニュアル」(厚生労働省
平成9年3月24日衛食第85号別添)が
適用される調理施設(同一メニューを
1回300食以上又は1日750食以上を提
供する調理施設)を過去5年間(平成
16年度から平成20年度)において3年
以上にわたり運営した経験を有するも
のとする。

3 総合評価に関する事項

- (1) 入札参加者は事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の(2)によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) 入札参加者からの事業提案を「選定基準」に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合は、その部分は採点の対象としない。

事業提案が業務要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての業務要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点（600点）を付与する。

事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程

度に応じて加点（最高点400点）を付与する。加点評価は、事業体制（最高点15点）、財務計画（最高点15点）、事業のマネジメント方策（最高点20点）、利用しやすい施設（最高点30点）、機能的で快適な施設（最高点50点）、安全性が確保された施設（最高点20点）、周辺環境に調和した整備（最高点30点）、地球環境に適合した施設（最高点10点）、PAL値の低減（最高点5点）、CEC値の低減（最高点5点）、LCC02削減率（最高点5点）、ライフサイクルコストの低減（最高点30点）、将来にわたる維持管理運営への配慮（最高点30点）、耐震性能と防災活動拠点機能の確保（最高点30点）、質の高い維持管理（最高点20点）、PFI事業費以外のコスト縮減（最高点20点）、食堂運営業務（最高点40点）、売店運営業務・リネンサービス業務・自動販売機運営業務（最高点20点）

(3) 上記(1)において、評価値の最も高い者が2

者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒540 - 8586 大阪府大阪市中央区大手前
1 - 5 - 44 国土交通省 近畿地方整備局
総務部 契約課 契約第二係 電話06
(6942) 1141 (代)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年7月15日(水)から平成21年8月19日(水)まで。(URL : http://www.kkr.mlit.go.jp/build/_contribution/osakafukei/index.html)にて交付する。

(3) 第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

平成21年7月16日(木)から平成21年8月19日(水)まで。土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで、上記(1)へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(4) 入札書及び第二次審査資料の提出日時、場

所及び方法

平成21年10月21日（水）午後2時00分まで。

上記(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）

すること。なお、郵送による提出の場合は、上記日時に必着させること。

(5) 開札の日時及び場所

平成21年12月11日（金）午後2時00分。

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前

1 - 5 - 44。国土交通省近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 納付。

国は、事業契約に基づいて事業者が実施する施設整備業務の履行を確保するため、国及び大阪府に対する以下のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を

求めることを予定している。

ア 「会計法」(昭和22年法律第35号、以下「会計法」という。)第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a 契約保証金に変わる担保となる有価証券の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が确实と認める金融機関又は保証事業会社(「公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号)」第2条第4項に規定する保証事業会社を言う。)の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

a 債務の不履行により生ずる損害をて

ん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する額の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約

の相手方と随意契約により締結する予定の有
無 無。

- (8) 事業提案のヒアリングを行う。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記
4(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格に認定を受けていない企
業を本事業に係る業務に携わる者とする場合
の参加 上記2(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
、(7)に掲げる一般競争参加資格の認定を
を受けていない企業も、上記4(3)により参加表
明書等を提出することができるが、競争に参
加するためには、開札の時に於いて当該企業
が資格の認定を受け、かつ、入札参加者が競
争参加資格の認定を受けていなければならない
い。
- (11) 詳細は入札説明書による。

8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity :
Shuuhei Kazusa , Director General of

Kinki Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure ,
Transport and Tourism Shinichi Uematsu ,
Chief of Osaka Prefectural Police
Headquarters

(2) Classification of the services to be
procured : 41 , 42 , 78

(3) Subject matter of the contract :
PFI-based design , construction , and
operation of the Osaka Prefectural
Police School (BTO-scheme)

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant
documents for the qualification :
5:00 P.M. 19 August 2009

(5) Time-limit for the submission of
tenders : 2:00 P.M. 21 October 2009

(6) Contact point for the project :
Contract Division, Kinki Regional
Development Bureau, Ministry of Land,

Infrastructure, Transport and Tourism.
1-5-44, Otemae, Chuou-ku, Osaka city,
Osaka 540-8586 JAPAN. Phone:06-6942-1141